

○苫小牧市東開文化交流サロン条例

令和3年12月17日

条例第17号

(設置)

第1条 高齢者、障害者、子ども及びその保護者等あらゆる世代の多様な市民の交流及び地域活動の促進を図り、もって誰もが互いに支え合い、安心して生活できる地域づくりを推進するため、苫小牧市東開文化交流サロン(以下「サロン」という。)を苫小牧市東開町2丁目12番22号に設置する。

(事業)

第2条 サロンは、次の事業を行う。

- (1) 市民の文化活動及び福祉活動に関すること。
- (2) 地域交流の場の提供に関すること。
- (3) 各種講座、講習会等の開催に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(使用許可)

第3条 サロンを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可(以下「使用許可」という。)をする場合において、サロンの管理運営上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) サロンの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他サロンの管理運営上適当でないとき。

(使用料)

第4条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)のうち別表に定める施設を使用する者は、同表に定める使用料を納入しなければならない。

2 市長は、特に必要と認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、使用者がその責めに帰することのできない理由によりサロンを使用できなくなった場合その他相当と認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第5条 使用者は、使用許可を受けた目的以外にサロンを使用し、又はサロンを使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に不正があったとき。
- (4) サロンの管理運営上支障があるとき。

(特別な設備等の許可)

第7条 使用者は、サロンの使用に当たり特別の設備をし、又は既存の設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、サロンの使用を終えたとき、又は使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第9条 サロンの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、その者の責めに帰することができないと市長が認める場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、サロンの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に、サロンの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条各号に定める事業の計画及び実施に関する業務
- (2) サロンの使用許可及びその取消し等に関する業務
- (3) サロンの維持管理に関する業務
- (4) その他サロンの管理運営上必要と認める業務

2 指定管理者に前項第2号に掲げる業務を行わせる場合における第3条、第6条、第7条及び別表備考第5項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第11条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者にサロンの管理に関する業務を行わせるときは、当該指定管理者にサロンの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させるものとする。

2 使用者のうち別表に定める施設を使用する者は、第4条第1項の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

- 3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 5 既納の利用料金は、あらかじめ市長が定める基準に該当する場合を除き、還付しない。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、サロンの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表(第 4 条、第 11 条関係)

施設	午前	午後	夜間	1 日
多目的ホール	1,800 円	2,000 円	2,200 円	4,800 円
パブリックスペース	500 円	600 円	700 円	1,500 円

備考

- 1 各時間区分(午前、午後、夜間又は 1 日の各区分をいう。以下同じ。)の開始及び終了の時刻は、規則で定める。
- 2 多目的ホールの 2 分の 1 の面積を使用する場合の使用料は、この表に定める額にそれぞれ 2 分の 1 を乗じて得た額とする。
- 3 この表及び前項の規定にかかわらず、午前、午後又は夜間の時間帯において、使用時間が 2 時間以内の場合の使用料は、同表及び同項に定める額の 2 分の 1 に相当する額とする。
- 4 特別の理由により、各時間区分の開始時刻前又は終了時刻後に使用を許可する場合は、規則で定めるところにより計算した額を、この表の使用料の額に加算する。
- 5 10 月 15 日から翌年の 5 月 15 日までの期間(気象の状況等により市長が当該期間を変更したときは、当該変更後の期間)において各施設を使用する場合は、暖房使用料として規則で定める額を加算する。